



あいサポート運動

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。



「あいサポート企業・団体」とは

「あいサポート運動」推進のため、職員を対象とした「あいサポーター研修」に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しています。

職員を対象にした「あいサポーター研修」を行うと共に、次のような取組をしていただくことで「あいサポート企業・団体」になることができます。

- 「あいサポートバッジ」の着用を職員に推奨
- 「あいサポート運動」の取組を自社広報物、ホームページに掲載

あいサポーター研修内容

- ・あいサポート運動について
運動の目的や趣旨を説明（15分）
- ・障がいについて理解しましょう
DVDの視聴（50分）
- ・手話ミニ講座
簡単な手話（10分）

全国に広がるあいサポートの輪

中国地方全県と3県6市5町で実施中！
今後も連携自治体は拡大予定！



島根県(H23.3.14)



奈良県(H25.8.6)



埼玉県秩父市及び
周辺4町(H27.11.6)



広島県(H23.12.11)



埼玉県富士見市及び
三芳町(H26.10.16)



岡山県(H28.1.19)



京都府長岡京市
(H30.5.13)



長野県(H25.7.1)



山口県(H27.8.9)



和歌山県(H28.8.31)



北海道登別市
(H28.11.27)



大阪府大阪市
(H29.11.10)



京都府長岡京市
(H30.5.13)



京都府福知山市
(H30.5.30)



～ まず、知ることから始めましょう。 誰もが暮らしやすい共生社会を目指して～

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。（特別な技術の習得は不要です。）

あいサポーターになるためには

障がいの主な特性や必要な配慮の内容をまとめた「あいサポート運動ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）と「あいサポートバッジ」を受け取ることにより、あいサポーターになることができます。

- ① 各職場や地域・団体などが開催する研修会に参加して「あいサポーター」に関する説明を受ける。
- ② 「あいサポートバッジ」及び「ハンドブック」の交付申込書を提出する。

あいサポート企業・団体になるためには

従業員等を対象にした「あいサポーター研修」を行うと共に、例えば、次のような取組をしていただくことで「あいサポート企業（団体）」になることができます。

- 職員への「あいサポートバッジ」の着用の推奨
- 職員への「ハンドブック」を読むことの推奨
- 事業所・店舗・社用車等へのステッカーの貼りつけ、チラシ等の配布
- 自社広報物、ホームページでの「あいサポート運動」の掲載
- 機関誌などでの、職員が行っている障がいのある方への取組の紹介 など

あいサポート運動 シンボルマーク



障がいのある方を支える「心」を二つのハートを重ねることで表現しました。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。ベースとしている「橙色（だいたいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいたい（代々）」にちなみ、あいサポーター（障がい者サポーター）が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

「あいサポート」とは「愛情」の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

【申込先・お問い合わせ】

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

(電話)0857-59-6344

(ファクシミリ)0857-59-6340